

行政事業レビューシート (文部科学省)

予算事業名	ドーピング防止活動推進事業		事業開始年度	平成18年度	作成責任者	
担当部局庁	スポーツ・青少年局		担当課室	競技スポーツ課	競技スポーツ課長 芦立 訓	
会計区分	一般会計		上位政策	我が国の国際競技力の向上		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」第3条、7条、19～23条、24～27条		関係する計画、通知等	スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン (平成19年5月文部科学大臣策定) スポーツ振興基本計画 (平成12年9月13日策定、平成18年9月21日改定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、ドーピングの防止に関する教育などの事業を行い、ドーピング防止活動の推進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコの国際規約で国の役割とされているドーピングの防止に関する「教育」や「研究」について、以下の事業を行う。 ①ドーピング防止教育：ドーピングの未然防止や防止活動の人材教育のため、競技者や検査員等への教育を実施 ②アジア地域のドーピング防止教育：WADAアジア地域代表常任理事国として、アジア地域の人材教育を行うとともに、他国との交流を通じて国内関係者の人材教育を実施 ③ドーピング検査技術研究開発：ドーピングの新たな薬物や方法等に対する検査技術の研究開発を実施 ④ドーピング紛争仲裁の調査研究：ドーピング紛争の円滑な解決に資するため、各国仲裁の事例研究等を実施					
実施状況	①ドーピング防止教育：1箇所に2件委託し、競技者や検査員等への研修を153回実施。のべ約7,600人が受講 ②アジア地域のドーピング防止教育：1箇所に1件委託し、アジア地域の検査員等への研修を3回実施。のべ約100人が受講 ③ドーピング検査技術研究開発：1箇所に1件委託し、禁止薬物に関する4件のテーマについて研究を実施 ④ドーピング紛争仲裁の調査研究：1箇所に2件委託し、各国仲裁事例およびドーピング法について調査研究を実施					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	117	265	253	269	171
	執行額	116	251	233		
	執行率	99.1%	94.7%	92.1%		
	総事業費(執行ベース)	116	251	233		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	各団体から提出される事業完了報告書や納品書などの証拠書類及び成果物等において、各団体における使途や支出先を把握し、委託費の使用状況や事業目的との整合性などについて確認を行っている。また、教育に関する事業では研修会や検討委員会等を視察し、また研究に関する事業では研究会等を視察するなど、随時、実地での確認を行い、実施状況や使途の把握に努めている。				
	見直しの余地	公募に関して、より多くの団体から応募があるよう、公募期間の見直しや一般競争入札参加資格の緩和等を行う必要がある。また、教育に関する事業では、競技団体とより密接に連携して宿舎等の情報を効率的に取得し、より多くの受講者が集まる研修を増やすことによって、事業の効果を高める必要がある。				
予算監視・効率化の所見	1. 事業評価の観点：この事業は、ドーピング防止教育やドーピング検査技術開発などスポーツにおけるドーピング防止活動の推進を目的とした事業であり、長期継続事業であることなど、様々な観点から検証を行っている。 2. 所見：①本事業は、昨年の事業仕分けにおいて、国が行うべき事業であるとの指摘がなされている。 ②これを前提としつつも、長期継続事業の観点から、不断の見直しを行うべきであり、国費とスポーツ振興くじ助成の役割の見直しによる効率化を図るなど、全体としては予算を縮減すべきである。 ③競争参加条件等のより一層の見直しを図るなど、契約の競争性、公平性、透明性を確保すべきである。					
補記	【スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約】 第3条 規約の目的を達成するための手段 (a) 国内的及び国際的な規模において規範の原則に適合する適当な措置をとること。 (b) 競技者の保護及びスポーツにおける倫理の保持並びに研究成果の共有を目的とするあらゆる形態の国際協力を奨励すること。 (c) スポーツにおけるドーピングの防止に取り組んでいる主要な機関、特にドーピング防止機構と締約国との間における国際協力を促進すること。 第7条 締約国は、特に国内のにおける調整を通じて、この規約の適用を確保する。締約国は、この規約に基づく義務を履行するため、ドーピング防止機関並びにスポーツ担当の当局及び団体を利用することができる。 第19条 締約国は、自国の有する手段の範囲内で、ドーピングの防止に関する教育及び研修の計画を支援し、立案し、及び実施する。(以下略) 第24条 締約国は、スポーツ団体その他の関係機関と協力して、自国の有する手段の範囲内で、ドーピングの防止に関する研究を奨励し、及び促進する。(以下略)					

文部科学省  
233百万円

諸謝金 0.5百万円  
職員旅費 0.4百万円  
委員等旅費 0.4百万円  
庁費 0.9百万円

を含む

・事業計画の審査  
・事業執行の進捗・品質・費用に  
ついての確認、指導  
・事業結果の確認

【公募・委託】

A.(財)日本アンチ・  
ドーピング機構  
122百万円

【ドーピング防止教育】

- ・研修等の計画策定、  
競技団体や講師との  
調整、研修実施
- ・教材等の企画、作  
成、  
調達
- ・海外研修派遣等の  
企画、相手先との  
調整、実施
- ・事業の進捗管理、  
品質管理、費用管理

【随意契約・委託】

B.世界ドーピング  
防止機構  
7百万円

【アジア地域のドーピン  
グ防止教育】

- ・研修等の計画策定、  
研修開催国や講師と  
の調整、研修実施
- ・教材等の企画、作  
成、  
調達
- ・事業の進捗管理、  
品質管理、費用管理

【総合評価入札・委託】

C.三菱化学メディエ  
ンス株式会社  
98百万円

【ドーピング検査技術  
の  
研究開発】

- ・研究計画の策定
- ・研究会の開催
- ・測定、分析、研究の  
実施
- ・研究結果の取り纏め  
、共有
- ・事業の進捗管理、  
品質管理、費用管理

【総合評価入札・委  
託】

D.一般財団法人日  
本スポーツ仲裁機構  
4百万円

【ドーピング紛争仲裁  
に  
関する調査研究】

- ・調査研究計画の策定
- ・文献調査、  
ヒアリング調査の実  
施
- ・研究会による分析、  
研究の実施
- ・研究結果の取り纏め  
、共有
- ・事業の進捗管理、  
品質管理、費用管理

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万円)

## 費目

A.(財)日本アンチ・ドーピング機構			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
旅費	海外研修派遣、研修会講師、検討委員会委員等	33			
賃金	海外研修派遣者、非常勤職員	18			
印刷製本費	研修会資料・DVD等	17			
使用権費	Eラーニング研修	15			
諸謝金	研修会講師、検討委員会委員等	13			
消耗品費	研修会配布物等	12			
その他	資料発送、検討委員会飲料、研修会場、消費税相当額等	9			
調査費	競技者等意識調査	5			
計		122	計		0
B.世界ドーピング防止機構			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
旅費	研修会講師、研修会受講者	6			
その他	研修会同時通訳、研修会場、研修会資料・配布物	1			
計		7	計		0
C.三菱化学メディエンス株式会社			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
解析費	糖鎖解析、ペプチド解析等	30			
測定費	蛋白測定等	27			
消耗品費	測定用試薬・消耗品	12			
一般管理費	-	9			
治験費	投与試験・試料採取	8			
賃金	専任研究員	4			
借損料	研究シンポジウム会場	4			
その他	研究会委員謝金・旅費、研究報告書作成、研究会飲料、消費税相当	4			
計		98	計		0
D.一般財団法人日本スポーツ仲裁機構			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
旅費	研究会委員、ヒアリングのための海外出張	2			
諸謝金	研究会委員謝金	1			
その他	研究会会場借料、調査研究報告書作成・発送料等	1			
計		4	計		0